

山梨県公報

第千四百七十二号

平成十六年

四月二十六日

月 曜 日

目次

告示

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五條の二第一項及び第五條の三第一項の規定に基づく知事が定める額……………三二一

公告

開発行為に関する工事の完了について……………三二一

告示

山梨県告示第二百十九号

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五條の二第一項及び第五條の三第一項の規定に基づく知事が定める額を次のように定める。
平成十六年四月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五條の二第一項及び第五條の三第一項の規定に基づく知事が定める額

山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五條の二第一項及び第五條の三第一項の知事が最低限度額として定める額及び最高限度額として定める額は、次の表の上欄に掲げる年齢階層の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額及び同表の下欄に定める額とする。

年齢階層	最低限度額	最高限度額
二十歳未満	四、一四三円	一三、一五八円
二十歳以上二十五歳未満	五、〇六五円	一三、一五八円
二十五歳以上三十歳未満	五、九五四円	一三、一五八円
三十歳以上三十五歳未満	六、六六四円	一六、二二二円

附則

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(関係告示の廃止)

2 山梨県議会の議員その他非常勤の職員等の公務災害補償等に関する条例第五條の二第一項及び第五條の三第一項の規定に基づく知事が定める額(平成四年山梨県告示第二百八十三号)は、廃止する。

(適用区分)

3 この告示の規定はこの告示の施行の日(以下「施行日」という。)以後の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日以後に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額について適用し、施行日前の期間に係る年金たる補償に係る補償基礎額及び施行日前に支給すべき事由が生じた休業補償に係る補償基礎額については、なお従前の例による。

公告

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の許可に係る開発の行為に関する工事は、完了した。

平成十六年四月二十六日

山梨県知事 山 本 栄 彦

一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称

南アルプス市十五所字西原六八四の一、六八四の二、六八五の三、六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇〇の二、七〇〇の三、七〇〇の四、七〇〇の五、七二七の二、七二九の一、七三一、七三二の一、七三四、七三五の二、七三六の一並びに小笠原字雨久保一四二三の四、一四五四の三、一四五四の四、一四六九の一及び一四六九の二

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都台東区上野七丁目十四番四号 ダイワロイアル株式会社 代表取締役 越智 壯